

天海訴訟を支援する会

ニュース

2017/11/1 No. 12

〒262-0032 千葉市花見川区幕張町 5-417-222
グリーンハイツ 109 障千連内
TEL・FAX 043-308-6621
<http://amagai65.iinaa.net/>

会費・カンパ金振込先
〒振替 00180-6-27389 障千連
通信欄に「天海訴訟」と書いてください

第11回口頭弁論

「給付の途絶」について

被告千葉市は「やむを得ず」と答弁



行政は障害者に対する一切の福祉サービスを途切れさせることが許されるのか、「給付の途絶」に陥らないように適切に裁量権を行使すべき、との原告側の追及に対して、被告千葉市は、以下のように反論しました。

- 1 要介護認定は申請日に遡って効力を生ずるので、原告が、H26.8.1 に介護保険を申請すれば、同日より給付を受けられた。
- 2 被告は、原告に対し、介護保険優先原則や介護保険を申請しなかった場合の弊害（給付が途絶え、サービス受給が自己負担になること）を再三説明した。

障害福祉、介護保険の双方のサービスの違いについて、原告に文書化を求めた。

- 3 被告は、やむを得ず（障害給付申請の）却下処分に至ったものであるが、却下処分後も原告と連絡を取り、必要な情報の提供を行い、並びに相談に応じ、必要な調査及び指導を行ってきた。

本件処分が8月1日になったのは、サービスの

空白を回避するため、障害福祉給付の終期ぎりぎりまで介護保険申請勧奨を継続するとともに、障害福祉給付の終期満了後は、サービスの空白を最小限のものとするため、速やかに判断することが最良の選択であると判断したためである。

等、反論していますが、実際は被告のサービスの違いについての文書化の求めに、天海さんは複数回にわたり文書を提出しています。しかし当時の千葉市は「具体的な違いが記載されていない」ので千葉市が求める文書に当たらない、と突っばねていたのです。その文書には「障害福祉で現在無料の利用者負担が、介護保険では月 15,000 円の負担増になる」など具体的な記載があるにも関わらずに無視したのです。

被告千葉市は「やむを得ず」と反論していますが、「やむを得ない」事情があるならば、厚労省通知にあるように、当面障害福祉を適用すべきだったのです。

第12回口頭弁論 11月28日(火)

皆様の傍聴を!

傍聴席を埋めることも裁判支援には欠かせない取り組みです。周りの方にも声かけをお願いいたします。

13:00 「きぼーる」(裁判所並び)
チラシ配布など宣伝行動

13:40 傍聴整理券配布

14:00 開廷

開廷後、県弁護士会館 4 階会議室で報告集会



天海訴訟の勝利を目指す 学習決起集会



天海訴訟は提訴以来2年を経過し、口頭弁論も11回を数えました。第12回口頭弁論では、金沢大学の井上英夫名誉教授の意見論文を提出します。訴訟も山場にさしかりつつあります。

ここで、これまでの訴訟の争点などを振り返りつつ、井上論文を皆で学び、裁判勝利を目指す支援運動の決起の場とする学習決起集会を開催します。

どうぞ、ご参加ください。

－天海訴訟に寄せて－ 障害をもつ人の 人権・尊厳と自己決定

金沢大学名誉教授

講師 井上英夫氏

2017年11月19日(日)午後1:30～4:30

千葉市中央コミュニティーセンター 5階 講習室1

(千葉市役所前 JR 千葉駅からモノレール千葉みなと行き、一つ目「市役所前」下車
改札口からビル2階へ入れます。)

協賛団体：障害者の生活と権利を守る千葉県連絡協議会(障千連)、きょうされん千葉支部、全国障害者問題研究会(全障研)千葉支部、千葉県肢体障害者協議会(葉肢協)、千葉県視覚障害者の生活と権利を守る会(視生会)、他(要請中)

主催：天海訴訟を支援する会

千葉市花見川区幕張町 5-417-222-109 TEL・FAX 043-308-6621